

令和5年度 記帳継続・税務個別指導予程表

※本人確認書類の添付が無い場合には必要に応じて、後日税務署から督促を行う場合があります。

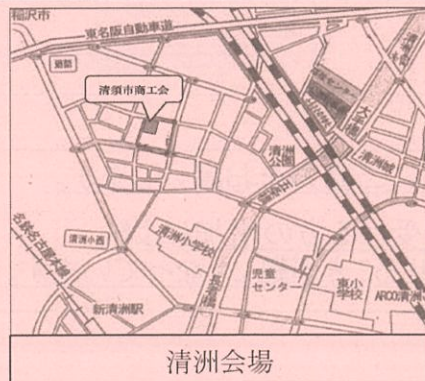
	e-tax送信日(清洲会場)	清洲会場	西枇杷島会場
1月		11(木) 年末調整	10(水) 年末調整
		12(金) 年末調整	
2月		15(木) 決算申告	※ 太枠で囲まれた講習会(決算申告)は、事前予約が必要です。
		16(金) 決算申告	
		19(月) 決算申告	
		22(木) 決算申告	
		27(火) 決算申告	
		28(水) 決算申告	
	29(木) ※e-tax送信日		
3月		1(金) 決算申告	
		5(火) 決算申告	
		6(水) 決算申告	
		7(木) ※e-tax送信日	

※決算申告指導日の予約を受付中です。

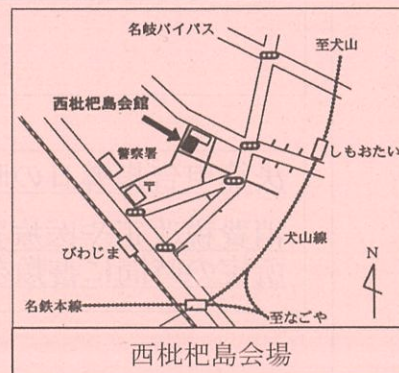
※e-tax(電子申告)をご希望される事業所様は、11月に発送しました「令和5年度確定申告 電子申告を希望される事業所様へ」を必ずご確認ください。

※ 講習会の開催時間は 10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 16:00 です。

各会場について



清洲会場
清須市商工会館 3F



西枇杷島会場
西枇杷島商工会館 2F

【マイナンバーの記載・提出書類が毎年 必要になります】

年末調整・決算申告等に、その都度、マイナンバー(12ケタ)の記載が必要になります。
また提出の際に事業主の本人確認書類が必要となりますので、以下の通りお持ち下さい。

※【必要書類】(事業主分のみ)

I. マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちの方

《マイナンバーカード(表・裏の写し)》



II. マイナンバーカード(個人番号カード)をお持ちでない方

《番号確認書類》と《身元確認書類》の2つが必要になります。

番号確認書類	①通知カード(写し) ②住民票(マイナンバーの記載があるもの)等の写し い
身元確認書類	①運転免許証(写し) ②健康保険の被保険者証など(写し) ③パスポート(写し) ④身体障害者手帳(写し) ⑤在留カード(写し) いずれか1つ

年末調整

- 本年分の年末調整に関する資料一式
- 源泉徴収簿(令和4年分・令和5年分)・納付書
- 各種控除証明書(従業員・専従者分)

決算申告

- 決算申告指導はすべて、事前予約が必要です。
- 青色申告決算書もしくは収支内訳書の下書き

(下書きがない方は売上・仕入・経費を科目別で集計した表)

- 決算書・申告書・他関係書類(必要に応じ昨年分)
- 事業外収入の源泉徴収票等(年金・生命保険の満期返戻金等)
- 各種控除証明書類
 - ・ 国民年金に係る控除証明書
 - ・ 本年中に支払った健康保険料の金額のわかるもの
 - ・ 地震保険料・生命保険料控除証明書 等

※国民健康保険料等支払額は、事前に市役所等でお調べ下さい。

※配偶者控除等を受けたい場合、配偶者の所得がわかるものをご持参下さい。

2018年より商工会では国税庁のホームページを利用し、決算申告指導を行っていましたが、2020年より電子申告(e-Tax)の普及とコロナの影響により、事前準備等に時間を要しているのが現状であります。また、多くの事業者様から予約の希望をいただいていることから、ご希望に添えない状況が多く発生しております。つきましては、今後、下記のように変更をさせていただきます。

- ◆ 決算申告指導は事業所得と不動産所得をお持ちの方が対象です。
※土地・株の売却・譲渡所得のある方は、恐れ入りますが、予め税務署又は税理士にご相談いただきますようお願い申し上げます。
- ◆ 商工会での決算申告の確認をご希望の事業所様は予め、青色申告決算書又は収支内訳書の下書き(下書きのない方は売上・仕入・経費等の集計)を行ってから、決算申告指導をご利用いただきますようお願いいたします。
- ◆ 消費税申告のある方は、予め下記「課税取引金額計算表」にて消費税の区分分けを行ってから、決算申告指導をご利用いただきますようお願いいたします。
- ◆ 確定申告指導は3月6日(水)が最終日となっておりますので、お早めのご予約をお願いいたします。
- ◆ おひとりでも多くの方にご利用いただくためご予約は一事業所につき原則1枠(45分)となりますが、最大でも2枠(1時間30分)までとさせていただきます。
- ◆ 西枇杷島会館での確定申告指導は2023年度以降取りやめとなっておりますのでご理解とご協力を宜しくをお願いいたします。

課税取引金額計算表(見本)

令和 年 分		課税取引金額計算表					(事業所得用)	
科目	決算額 A	Aのうち課税取引にな らないもの(第1)	課税取引金額 (A-B)	5%軽減税率8.24% 適用分 D	E	5%標準税率 7.9%適用分 F	G	
売上(収入)金額 (税収入を含む)	①							
科目	決算額 A	Aのうち課税取引に ならないもの(第1)	課税取引金額 (A-B)	5%軽減税率8.24%適用分		5%標準税率7.9%適用分		
				課税仕入額 D	軽減税率適用除外の 適用を受ける課税仕入額	課税仕入額 F	軽減税率適用除外の 適用を受ける課税仕入額 G	
売上高	販売商品価額	②						
	仕入金額	③						
	引当金	④						
	引当金	⑤						
	引当金	⑥						
	引当金	⑦						
	引当金	⑧						
	引当金	⑨						
	引当金	⑩						
	引当金	⑪						
売上高	仕入金額	⑫						
	仕入金額	⑬						
	仕入金額	⑭						
	仕入金額	⑮						
	仕入金額	⑯						
	仕入金額	⑰						
	仕入金額	⑱						
	仕入金額	⑲						
	仕入金額	⑳						
	仕入金額	㉑						
売上高	仕入金額	㉒						
	仕入金額	㉓						
	仕入金額	㉔						
	仕入金額	㉕						
	仕入金額	㉖						
	仕入金額	㉗						
	仕入金額	㉘						
	仕入金額	㉙						
	仕入金額	㉚						
	仕入金額	㉛						
売上高	仕入金額	㉜						
	仕入金額	㉝						
	仕入金額	㉞						
	仕入金額	㉟						
	仕入金額	㊱						
	仕入金額	㊲						
	仕入金額	㊳						
	仕入金額	㊴						
	仕入金額	㊵						
	仕入金額	㊶						
売上高	仕入金額	㊷						
	仕入金額	㊸						
	仕入金額	㊹						
	仕入金額	㊺						
	仕入金額	㊻						
	仕入金額	㊼						
	仕入金額	㊽						
	仕入金額	㊾						
	仕入金額	㊿						
	仕入金額	㉑						

※1 B欄には、非課税取引、輸出入取引等、不課税取引を記入します。
また、売上原価・経費に特定課税仕入れに係る支払対価の額が含まれている場合には、その金額もB欄に記入します。
※2 無税がある欄は、一般的な取引において該当しない項目です。

重要：確定申告書等は税務署から郵送されません

- ★確定申告書・決算書等の送付に代わって、「お知らせはがき」又は「お知らせ通知書」が1月下旬に届きます。
- ★決算申告指導日には、必ず下記の「確定申告のお知らせ」をご持参ください。（予定納税額等の必要な情報が記載されています）
- ★確定申告書、決算書等の用紙が必要な場合は商工会にお問い合わせ下さい。
- ★決算申告指導日には商工会が国税庁ホームページ「作成コーナー」を使用して確定申告のお手伝いをさせていただきます。

※確定申告のお知らせ

お知らせはがきイメージ（振替納税の場合）

--

お知らせ通知書イメージ（※納付書利用の場合）

[illegible]

決算申告指導日の時間短縮にご協力をお願いします。

消費税改正や医療費控除を受ける方の増加により、
所定の時間に書類を完成させることが難しくなっています。